

政令第十五号

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年五月十三日とする。

理由

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。